



2022年7月15日

各位

会社名 株式会社 Gunosy
代表者名 代表取締役社長 竹谷 祐哉
(コード番号：6047 東証プライム)
問合せ先 取締役 間庭 裕喜
最高財務責任者
(TEL. 03-5953-8030)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月26日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 目的の追加

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）に所要の変更をするものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会に関する変更

2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、上場会社においては、定款に定めたとうえで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となったことに伴い、定款第13条（招集）第2項を追加するものであります。当社は、居住地を問わず多くの株主の皆さまが出席しやすくなること、各種の感染症拡大防止や大規模災害発生時のリスク低減、社会のDX化の進展等も踏まえ、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考えております。

なお、当社は、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2022年6月7日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供制度に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の一部を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定できるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(4) 役付取締役の追加

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第22条(代表取締役及び役付取締役)第3項の役付取締役として、新たに取締役最高投資責任者等を定めることができる旨を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年8月26日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年8月26日（予定）

ただし、株主総会参考書類等の電子提供制度に係る定款変更の効力発生日については2022年9月1日（予定）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～5. (条文省略) 6. インターネットを利用した各種商品の販売及びEC(電子商取引)サイトの開設並びに運営 7. ～13. (条文省略) <p>(招集) 第13条 (条文省略) 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役グループCEO、取締役CEO、取締役COO、 	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～5. (現行どおり) 6. インターネット<u>その他の方法</u>を利用した各種商品の販売及びEC(電子商取引)サイトの開設並びに運営 7. ～13. (現行どおり) <p>(招集) 第13条 (現行どおり) 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役グループCEO、取締役CEO、取締役COO、

現行定款	変更案
<p>取締役 CFO、取締役 CTO 各若干名を選定することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>取締役 CFO、取締役 CTO、<u>取締役最高投資責任者各若干名のほか、必要に応じてその他の役付取締役を置くことができる。</u></p> <p><u>附則</u> <u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する規定の効力発生日及び経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 2022年5月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の決議による変更の前の定款第15条（以下「変更前定款第15条」という。）の削除及び変更後の定款第15条の新設は、<u>2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> <u>前項にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日で開催する株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3.</u> <u>本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>